(9)　一般病棟入院基本料の注９に規定する厚生労働大臣が定める日

当該病棟に金曜日に入院する患者に係る入院日の翌日及び翌々日（当該患者が、処置（所定点数（医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る。）が千点以上のものに限る。）又は手術を行わない日に限る。）並びに当該病棟を月曜日に退院する患者に係る退院日の前日及び前々日（当該患者が、処置（所定点数（医科点数表の第二章第九部第一節に掲げるものに限る。）が千点以上のものに限る。）又は手術を行わない日に限る。）

三　療養病棟入院基本料の施設基準等

(1)　療養病棟入院基本料の注１本文に規定する入院料の施設基準

イ　通則

①　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、一以上であることとする。

②　当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

③　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であることとする。なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

④　当該病棟に入院している患者に係る褥瘡（じょくそう）の発生割合等について継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること。

⑤　当該病棟の入院患者に関する(2)の区分に係る疾患・状態及び処置等並びにＡＤＬの判定基準による判定結果について、記録していること。

⑥　中心静脈注射用カテーテルに係る感染を防止するにつき十分な体制が整備されていること。

⑦　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。ただし、新規に保険医療機関を開設する場合であって療養病棟入院料２に係る届出を行う場合その他やむを得ない事情があるときを除く。

ロ　療養病棟入院料１の施設基準

当該病棟の入院患者のうち別表第五の二の一に掲げる疾患・状態にある患者及び同表の二に掲げる処置等が実施されている患者（以下単に「医療区分三の患者」という。）と別表第五の三の一に掲げる疾患・状態にある患者及び同表の二に掲げる処置等が実施されている患者並びに同表の三に掲げる患者（以下単に「医療区分二の患者」という。）との合計が八割以上であること。

ハ　療養病棟入院料２の施設基準

当該病棟の入院患者のうち医療区分三の患者と医療区分二の患者との合計が六割以上であること。

(2)　療養病棟入院基本料の注１本文に規定する厚生労働大臣が定める区分

イ　入院料１

別表第五の二の一に掲げる疾患・状態（スモンを除く。）にある患者（以下「疾患・状態に係る医療区分三の患者」という。）及び同表の二に掲げる処置等が実施されている患者（以下「処置等に係る医療区分三の患者」という。）であって、ＡＤＬの判定基準による判定が二十三点以上（以下「ＡＤＬ区分三」という。）であるもの

ロ　入院料２

疾患・状態に係る医療区分三の患者及び処置等に係る医療区分三の患者であって、ＡＤＬの判定基準による判定が十一点以上二十三点未満（以下「ＡＤＬ区分二」という。）であるもの

ハ　入院料３

疾患・状態に係る医療区分三の患者及び処置等に係る医療区分三の患者であって、ＡＤＬの判定基準による判定が十一点未満（以下「ＡＤＬ区分一」という。）であるもの

ニ　入院料４

疾患・状態に係る医療区分三の患者及び別表第五の三の二に掲げる処置等が実施されている患者（以下「処置等に係る医療区分二の患者」という。）であって、ＡＤＬ区分三であるもの

ホ　入院料５

疾患・状態に係る医療区分三の患者及び処置等に係る医療区分二の患者であって、ＡＤＬ区分二であるもの

ヘ　入院料６

疾患・状態に係る医療区分三の患者及び処置等に係る医療区分二の患者であって、ＡＤＬ区分一であるもの

ト　入院料７

疾患・状態に係る医療区分三の患者及び別表第五の二の二に掲げる処置等又は別表第五の三の二に掲げる処置等が実施されている患者以外の患者（以下「処置等に係る医療区分一の患者」という。）であって、ＡＤＬ区分三であるもの

チ　入院料８

疾患・状態に係る医療区分三の患者及び処置等に係る医療区分一の患者であって、ＡＤＬ区分二であるもの

リ　入院料９

疾患・状態に係る医療区分三の患者及び処置等に係る医療区分一の患者であって、ＡＤＬ区分一であるもの

ヌ　入院料10

別表第五の三の一に掲げる疾患・状態にある患者及び同表の三に掲げる患者（以下「疾患・状態に係る医療区分二の患者」という。）並びに処置等に係る医療区分三の患者であって、ＡＤＬ区分三であるもの

ル　入院料11

疾患・状態に係る医療区分二の患者及び処置等に係る医療区分三の患者であって、ＡＤＬ区分二であるもの

ヲ　入院料12

疾患・状態に係る医療区分二の患者及び処置等に係る医療区分三の患者であって、ＡＤＬ区分一であるもの

ワ　入院料13

疾患・状態に係る医療区分二の患者及び処置等に係る医療区分二の患者であって、ＡＤＬ区分三であるもの

カ　入院料14

疾患・状態に係る医療区分二の患者及び処置等に係る医療区分二の患者であって、ＡＤＬ区分二であるもの

ヨ　入院料15

疾患・状態に係る医療区分二の患者及び処置等に係る医療区分二の患者であって、ＡＤＬ区分一であるもの